

第1回 熊野川懇談会

会議資料 2

熊野川懇談会の議事について

資料 2-1 熊野川懇談会委員長の選出

熊野川懇談会委員長は、熊野川懇談会規約（案）第5条第1項により、委員の互選により選出されます。

熊野川懇談会委員長 _____

熊野川懇談会規約（案）第5条

（懇談会運営）

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2. 委員長は会務を総括し、懇談会を代表する。
3. 委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

資料 2-2 委員長の職務を代理する委員の指名

熊野川懇談会委員長の職務を代理する委員は、熊野川懇談会規約（案）第5条第3項により、委員長の指名により選出されます。

熊野川懇談会委員長代理

熊野川懇談会規約（案）第5条

（懇談会運営）

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2. 委員長は会務を総括し、懇談会を代表する。

3. 委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

資料 2-3 熊野川懇談会の情報公開方法（案）について

熊野川懇談会の情報公開方法（案）

- 第1条 熊野川懇談会規約第7条に基づく情報公開の方法について以下のよう
に定める。
- 第2条 懇談会開催の案内は、原則として記者発表及びホームページで行う。
このほか流域内で、関連機関でのパンフレット配布、新聞折込広告、市
町村広報誌等による案内を状況に応じて組み合わせて行う。
- 第3条 一般傍聴者の受入れについては、可能な限り多くの希望者が傍聴でき
るよう配慮する。
2．懇談会の傍聴は、先着順とする。
- 第4条 懇談会の資料および議事骨子、議事録は公開する。ただし、プライバ
シー、貴重種の生息箇所等、公開できない情報の取扱いについてはこの
限りではない。
- 第5条 懇談会資料については、会場での配布、懇談会ホームページ、所定の
関係機関での閲覧を基本とする。なお、後日請求があった場合は、送料
負担の条件で提供する。
2．議事録については、懇談会ホームページ、会場および所定の関係機
関での閲覧を基本とする。
3．議事骨子については、ニュースレターを適宜発行し、関係機関の情
報コーナーで配布する外、ホームページで公開する。
- 第6条 記者会見については、委員長の判断により必要に応じてこれを行う。

資料 2-4 熊野川懇談会の今後の進め方について

審議内容（案）

第1回 熊野川懇談会
懇談会の設立
委員長の選出、規約、情報公開方法の策定



第2回 熊野川懇談会

検討項目（例）

流域概要の把握（現状説明等）
各委員より熊野川との関わりについて
今後の進め方

開催場所（案）

区分	関連市町村	施設名
下流域	新宮市、紀宝町、鵜殿村、その他	新宮市職業訓練センター、学校体育館 鵜殿村まなびの郷、紀宝町老人福祉センター
中流域	熊野川町、本宮町、紀和町、その他	学校体育館
上流域	十津川村、大塔村、天川村、その他	十津川村体育文化センター、大塔村ふれあい交流館、学校体育館

開催日程

平成17年1月							2月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						1			1	2	3	4	5
2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12
9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19
16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26
23	24	25	26	27	28	29	27	28					
30	31												